

離婚関係事件の国際裁判管轄に関する外国法制

1 ブリュッセルⅡbis 規則

ブリュッセルⅡbis 規則第3条によれば、以下の場合に、当該構成国の裁判所に管轄権が認められる。

- ① 夫婦双方が構成国の一つに常居所を有する場合
- ② 夫婦双方が構成国の一つに最後の常居所を有しており、かつ、配偶者の一方がまだその国に居住している場合
- ③ 被告となる配偶者が構成国の一つに常居所を有する場合
- ④ 夫婦双方による共同申立ての場合に、その一方が構成国の一つに常居所を有する場合
- ⑤ 原告となる配偶者が構成国の一つに常居所を有しており、かつ、そこに申立て直近の1年以上前から居住している場合
- ⑥ 原告となる配偶者が国籍を有する構成国に常居所を有しており、かつ、そこに申立て直近の6か月以上前から居住している場合
- ⑦ 夫婦双方がいずれかの構成国の国籍を有する場合

2 離婚及び別居の承認に関するハーグ条約

離婚及び別居の承認に関するハーグ条約第2条は、間接管轄について定めた規定ではあるが、その規定によれば、以下の場合に、締約国の裁判所がした裁判が承認される。

- ① 相手方が締約国内に常居所を有する場合
- ② 申立人が締約国内に常居所を有しており、かつ、申立ての日まで少なくとも1年間その常居所を有していたか、又は夫婦が締約国内に最後の共通常居所を有していた場合
- ③ 夫婦の双方が締約国の国民である場合
- ④ 申立人が締約国の国民であり、かつ、申立人が締約国内に常居所を有するか、又は申立人が申立ての日に先立つ2年間に少なくともその一部が含まれている

1年間継続して締約国内に常居所を有していた場合

- ⑤ 離婚の申立人が締約国の国民であり、かつ、申立人が申立ての日に締約国内に現在していたか、又は夫婦の双方が申立ての日にその国の法律が離婚を認めていない国に最後の共通常居所を有していた場合

3 ドイツ

ドイツ家事事件及び非訟事件の手續に関する法律 (FamFG) 第98条第1項によれば、以下の場合に、ドイツの裁判所に管轄権が認められる。

- ① 一方配偶者が現在又は婚姻挙行時にドイツ国籍を有する場合
- ② 夫婦双方がドイツ国内に常居所を有する場合
- ③ 一方配偶者が無国籍者でドイツ国内に常居所を有する場合
- ④ 一方当事者がドイツ国内に常居所を有する場合

4 フランス

フランス新民事訴訟法典 (NCP) 第1070条によれば、婚姻住所地がフランス国内にある場合にフランスの裁判所に管轄権が認められ、補充的に、フランス民法第14条及び第15条により、原告又は被告がフランス国籍を有する場合に、フランスの裁判所に管轄権が認められる。

5 オーストリア

オーストリア裁判管轄法 (JN) 第76条第2項によれば、以下の場合に、オーストリアの裁判所に管轄権が認められる。

- ① 一方配偶者がオーストリア国籍を有する場合
- ② 被告がオーストリア国内に常居所を有する場合
- ③ 原告がオーストリア国内に常居所を有しており、かつ、当事者双方の最後の共通常居所がオーストリア国内にあるか、原告が無国籍者であるか、又は婚姻挙行時にオーストリア国籍を有していた場合

6 スイス

スイス国際私法 (IPRG) 第59条によれば、以下の場合に、スイスの裁判所に管轄権が認められる。

- ① 被告がスイス国内に住所を有する場合
- ② 原告がスイス国内に住所を有しており、かつ、原告がスイス国内に1年以上居住しているか、又は原告がスイス国籍を有する場合

- ③ 夫婦のいずれもスイスに住所を有していない場合であっても，一方配偶者がスイス国籍を有し，かつ，一方配偶者の住所地での提訴が不可能である又は期待できない場合

7 米国

最も一般的に認められている管轄原因は，離婚を求めている当事者のドミサイルである。ドミサイル以外の管轄原因として通常認められるものとしては，夫婦のうち少なくとも一方が相当の期間居所を有していたことが挙げられる。

8 中国

中国民事訴訟法第22条によれば，被告の住所地を原則的な管轄原因としているが，同法第23条によれば，①中国国内に居住していない者に対して提起された身分関係に関する訴訟，②行方不明者若しくは失踪宣告をされた者に対して提起された身分関係に関する訴訟，③拘禁された者に対して提起された訴訟については，例外的に，原告の住所地を管轄原因としている。

9 韓国

韓国国際私法第2条第1項によれば，当事者又は紛争となった事案が韓国と実質的関連がある場合に，韓国の裁判所が管轄権を有することとしている。「実質的関連」とは連結点が存在することを意味し，その具体的認定は，裁判所が個別事件において総合的な事情を考慮して判断することとされている。